

ACI ReD Shield 利用規約

この「ACI ReD Shield 利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（以下「当社」といいます。）が提供する不正検知サービス「ACI ReD Shield」の利用に関する条件を、本サービスを利用するお客様（以下「利用者」といいます。）と当社との間で定めるものです。

第 1 条（定義）

本規約において主に用いられる語句の定義は、以下に掲げる通りとします。

（1） 本サービス

信用販売に伴うオーソリ取得の処理毎に、利用者から伝送されるカード決済データの全部または一部を利用し、当社および ACI が任意かつ独自の裁量で定める一定の不正検知アルゴリズムに従って、不正検知照合を機械的かつ自動的にを行い、不正検知判定結果を利用者に示す不正検知サービスであって、当社が「ACI ReD Shield（レッド シールド）」と呼称するサービスをいいます。なお、本サービスは VT クレジットカード決済サービス契約において付随サービスとして設けられている、「不正検知サービス」を構成するサービスの 1 つとします。

（2） 信用販売

クレジットカード会社との契約に基づき、自己の店舗においてクレジットカード決済の利用が許可されている利用者と、別途クレジットカード会社との契約に基づきクレジットカードの利用を承認されている顧客との間における取扱商品の売買契約において、クレジットカードを使用して当該取扱商品の代金を決済する取引をいいます。

（3） 取扱商品

利用者が自己の店舗において販売する物品、サービスまたは権利等の総称をいいます。

（4） オーソリ

信用販売において、利用者から顧客が提示するクレジットカードの発行会社に対し、当該顧客が提示するクレジットカード（番号）について、クレジットカード会社が顧客との契約に基づき付与している与信枠（クレジットカード会社が顧客のために、信用販売の相手方の店舗に対し行う立替払いまたは債権譲渡代金の支払いの上限額。）および与信枠の残額状況を確認するとともに、顧客が店舗において購入または役務提供を求める商品またはサービスの購入額が当該与信枠の残額内である場合には、購入額に等しい額について、与信枠の予約を求めることをいいます。

（5） カード決済データ

VT クレジットカード決済サービスを通じ、カード番号、有効期限、取扱商品の内容、決済された金額等、同サービスにおいて信用販売のために利用者がクレジットカード会社に対し伝送することが求められるクレジットカード決済に係る取引データであって、かつ、利用者が不正検知照合のために設定したパラメーターに従った取引データが追加された、不正検知照合の対象となる取引データをいいます。

（6） パラメーター

VT クレジットカード決済サービスにおいて、信用販売のためにクレジットカード会社に対し伝送が求められる取引データに加えて、顧客の氏名、住所、その他利用者が特に不正検知照合のために利用する取引データとしてカード決済データに追加することを指定した取引データ、お

および不正検知照合を行う実施条件（取扱商品の金額、数量等、海外 IP アドレス等の接続元情報等の一定の基準を設けることが代表的だがこれに限られない。）として指定したものの総称をいいます。

(7) 不正検知アルゴリズム

カード決済データから抽出する情報の選択・決定、および不正検知判定結果の生成のために、カード決済データと照合すべき不正検知データベース上の情報の選択・決定、その他カード決済データと不正検知データベース上の情報との組み合わせ等を決定する論理、処理手順および方法等の総称をいいます。

(8) 不正検知データベース

過去に発生した信用販売に係る不正取引に係る情報（発送先住所、不正者のメールアドレス、氏名、住所、取引金額、取引された商品やサービスの内容等が代表的に挙げられますがこれに限られません。）を、当社または ACI が体系的に収集・集約・整理した不正検知データベースであって、本サービスにおける不正検知照合時に利用されるものをいいます。

(9) 不正検知照合

信用販売のために利用者から当社に提供されたカード決済データに対し、不正検知アルゴリズムに従って、カード決済データと不正検知データベースとの照合を行い、不正検知判定結果を生成することをいいます。

(10) 不正検知判定結果

信用販売のオーソリの際に不正検知照合を行ったうえで、オーソリ取得毎に利用者に対し示す不正検知の判定結果であって、大きく以下のいずれかに分類されるものであり、その内容の詳細は本サービスマニュアルで示されるものをいいます。

(a) accept

不正検知照合を行った結果、カード決済データに関して特段の疑義または留意点が発見されず、当該取引が不正でない可能性が高いと認められる。

(b) challenge

不正検知照合を行った結果、一部のカード決済データに関し、疑義または留意点が認められるため、オーソリを取得した顧客に係る信用販売を継続するにあたっては、当該顧客に対し、利用者による追加的な本人確認処理を行ったうえで信用販売を継続すること、または当該追加的な本人確認処理が不調な場合は信用販売の中止を推奨する。

(c) deny

不正検知照合を行った結果、カード決済データに関して重大な疑義または留意点が認められるため、不正取引の可能性が高いものとして、信用販売の中止を推奨する。

(11) VT クレジットカード決済サービス

当社が提供するサービスであって、信用販売におけるデータ伝送や取引処理（与信取得、売上承認、キャンセル処理）、クレジットカード会社各社からの売上金の代理収納および入金処理、その他のクレジットカード決済に係る事務処理をワンストップで提供するサービスをいいます。

(12) VT クレジットカード決済サービス契約

VT クレジットカード決済サービスの利用に関する権利義務を定めた契約であって、VT クレジットカード決済サービスの利用のために当社と利用者との間で締結されている契約の総称をいいます。

(13) 顧客

自らをクレジットカードホルダーとして、クレジットカード決済により、利用者が店舗で販売

または提供する商品またはサービスを購入した者をいいます。

(14) 本契約

本規約を契約条項として、当社と利用者との間に成立する、本サービス利用に係る契約をいいます。

(15) MAP

当社が VT クレジットカード決済サービスの利用者に対し提供する管理画面であって、同サービスにおけるオーソリの結果確認、売上承認やキャンセル処理等の決済関連ステータスの確認や処理の実施、当社から同サービス利用者に対する連絡事項の提供、その他当該利用者と当社との間における通信事項を管理できる一般に非公開のウェブサイト을いいます。

(16) ReD Shield 管理画面

本条第 10 号に定める不正検知判定結果に加えて、当該結果に係る詳細な根拠・理由等をインターネット上で確認できる、ACI が提供する管理画面をいう。

(17) ACI

Suite 300, 3520 Kraft Road, Naples, FL, 34105, U.S.A. を本社とする米国法人、ACI Worldwide, Inc. をいいます。

(18) ACI 提携先

ACI が本サービスを構成する不正検知アルゴリズムおよび不正検知データベースもしくはそれらの統合パッケージサービスの販売権を付与している代理店をいいます。

(19) 本サービス利用開始日

利用希望者からの申請に基づき当社が審査を行った結果、当該利用希望者の本サービス利用を認めた場合において、当社が通知する、本サービスが利用可能になる日をいいます。

(20) 利用希望者

VT クレジットカード決済サービスを利用する者であって、本サービスの利用を希望する者をいいます。

(21) 本サービスマニュアル

本サービスの仕様、技術的要点、本サービスのために必要な MDK の設定方法（ただし、VT 提供 MDK に関する方法に限る。）、その他本サービスの利用のために当社が必要と判断する事項を記載した文書をいい、MAP における掲示、その他当社が適当と判断する方法で利用者に提供する文書をいいます。

(22) MDK

当社が VT クレジットカード決済サービスの利用者に対し、当該決済サービスの利用上必要となる当社設備とのデータの送受信を行うために提供するソフトウェア、または左記に拠らず、VT クレジットカード決済サービスの利用者が自ら調達した同機能を有するソフトウェアをいいます。なお、左記のうち、当社が提供した MDK を特に「VT 提供 MDK」といいます。

(23) 知的財産権等

本サービスに関連する設備・機器、ソフトウェア、マニュアル等のドキュメント、その他一般人の判断に拠れば本サービスに関連すると判断し得る無体物または有体物に係る所有権、著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に係る権利を含みます。）、特許権、商標権、意匠権、回路装置利用権、その他の知的財産権の一切をいいます。

(24) 通知

当社から利用者に対し、原則として電子メールの送信または MAP における掲載によって、その他当社が特に必要と判断するときは書面またはファクシミリ、電話連絡、その他適当と判断する方法によって、何等かの意思表示の通知または情報の伝達等を行うことをいいます。

(25) 申込書

当社が定める書式であって、当社が作成して利用希望者に交付する書類をいい、利用希望者が署名（記名）押印のうえ当社に提出し、本サービスの利用申込みを示す書類をいいます。

第2条（本規約の適用範囲および本契約の性質）

1. 本規約は、本契約の契約条項として、当社と利用者の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。
2. 利用者は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければならないものとし、本規約に同意できない場合は本サービスを利用してはならず、または直ちに本サービスの利用を中止しなければならないものとします。
3. 利用者が本サービスを現実に利用した場合、本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされるものとします。
4. 利用者は前項に伴い、本契約の法的性質が、利用者が当社に対し不正検知に係る事務処理を委託する、準委任契約であることを確認・承諾したものとみなされるものとします。
5. 本契約に従い利用者と当社間において、個人情報または個人データ（定義は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号。その後の改正を含みます。）第2条第1項および第16条第3項に従うものとし、）の授受が発生する可能性を鑑み、当社は受託者として前記法令において求められる個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置）を行うものとします。
6. 本規約とVTクレジットカード決済サービス契約との間において、重複、矛盾または抵触する条項があるときは、本規約の定めを優先するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、少なくとも7日間以上の予告期間を設けてあらかじめ利用者に対し変更後の規約の内容および変更日を通知することにより、いつでも、本規約を変更できるものとします。この場合、当社が通知した変更日の午前0（零）時より、本規約変更の効力が生じるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供・保守のために不可欠かつ速やかに本規約を変更しなければならない必要がある場合、またはACIが不正検知アルゴリズム、不正検知データベース等、本サービスを構成する主要な部分について変更を行った場合、もしくは当社がACIと締結する使用許諾契約に基づき、ACIが当該契約条件を変更した場合等により本規約を変更しなければならない必要がある場合には、当社は前項の予告期間を設けず本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は事後に遅滞なく利用者に対し変更の旨を通知しなければならない、当社が左記の通知をしたときをもって本規約変更の効力が生じるものとします。
3. 本条前2項の場合において、利用者が変更後の規約に同意できない場合は、本条第1項の場合は当社が通知した変更日まで、本条第2項の場合は当社が変更の旨を通知したときから起算して7日目までに、書面により当社に意思を表明することにより、利用者は本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
4. 利用者は前項に従い本契約を解除した場合に、当該解除に直接的に起因して当社に何等かの損害が発生したといえども、何らの責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの利用料金）

1. 利用者が本サービスを利用する場合、当社に対し、本サービスの利用料金を支払わなければならないものとします。当該利用料金の具体的金額は申込書において特定するものとします。
2. 利用料金の支払方法、支払期日、その他の支払いに関する事項は、VT クレジットカード決済サービス契約の規定に従うものとします。

第5条（本サービスの提供条件）

1. 当社は利用者に対し、本サービスを善良なる管理者の注意義務をもって提供するものとします。
2. 利用者は本サービスを利用するために、必ずVT クレジットカード決済サービスを利用していないとてはなりません。理由の如何を問わず、利用者による VT クレジットカード決済サービスの利用が終了した場合、本契約も当然に失効し、利用者は本サービスの利用ができなくなることを予め承諾するものとします。
3. 当社は、本サービスを当社が自己の裁量と判断で決定した仕様にに基づき提供することができるものとし、利用者からの要請により当該仕様を変更する義務を負わないものとします。
4. 利用者は本サービスを利用するために必要な設備機器（カード決済データの伝送や電子メールによる通信を行うための機器、インターネット回線、その他別途当社が指定するものとします。）について、自らの費用と責任で調達し、かつ、本サービスの利用中それを維持するものとします。
5. 利用者は、顧客と締結する販売またはサービス提供に係る契約、自己の店舗における顧客向けの利用規約、その他ビジネス上合理的な方法により、以下に掲げる事項について顧客から同意を得なければなりません。また併せて利用者は、以下に掲げる事項について自らも同意するものとします。
 - (1) クレジットカード取引における不正利用防止のため、不正検知処理を第三者に委託すること。
 - (2) 前号に係る処理のため、個人データを含む、信用販売に伴う一定の決済情報について、不正検知サービスを提供する事業者を提供すること。また、当該事業者としてアメリカ合衆国（米国）の第三者が含まれること。
 - (3) 前2号により提供された一定の決済情報について、当社および不正検知サービスを提供する事業者が本サービスの提供または保守・改善を行う目的、もしくは対面・非対面取引の健全性・安全性・確実性の向上、その他インターネット上の各種取引の健全性・利便性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で分析し、利用すること。
6. 利用者は、前項第2号に定めるアメリカ合衆国（米国）の第三者への決済情報の提供について顧客から同意を得るにあたっては、あらかじめ、以下に掲げる事項について顧客に提供した上で同意を得なければなりません。また併せて利用者は、以下に掲げる事項について自らも同意し、利用者が法人である場合には、利用者の代表者にも同意させるものとします
 - (1) アメリカ合衆国（米国）の第三者に提供されること。
 - (2) アメリカ合衆国（米国）の個人情報の保護に関する制度については、以下を参照すべきこと。
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf
 - (3) 当該第三者である事業者が講ずる個人情報の保護のための措置は以下のとおりであること。
当該事業者はOECD プライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。
7. 利用者は本サービスの利用に伴い、以下各号に掲げる事項を予め承諾するものとします。
 - (1) 本サービスの提供または保守・改善のためにACIが必要と認めた場合、当社がACIに対し、利用者の秘密情報（定義はVT クレジットカード決済サービス契約の定義に従う。）を開示することができること。
 - (2) 本サービスの提供または保守・改善のためにACIが必要と認めた場合、ACIがACI提携先またはACIが選定した再委託先に対し、秘密保持契約を締結した上で利用者の秘密情報を開示する

ことができること。

- (3) 請求原因の如何を問わず、本サービスに関して ACI または ACI 提携先に対して損害賠償等の請求を含め、一切の責任追及を行わないこと。
 - (4) ACI 及び ACI 提携先が本条第 5 項第 2 号に基づき得た情報について、返還、破棄、またはその利用を中止する義務を負わないこと。
8. 当社は当社が必要と判断する場合、法令で要請される場合、その他の合理的な理由がある場合には、利用者に対し、パラメーターとして含んではならないデータまたは取引条件を指定することができるものとします。利用者が本項前段の指定を遵守しない場合、不正検知アルゴリズムにより当社において当該データや取引条件等を強制的に排除または適用させないことができるものとします。

第 6 条（本サービスの権原）

1. 利用者は、不正検知アルゴリズム、不正検知データベース等、本サービスを構成する主要な部分について、当社が ACI または ACI 提携先との使用許諾契約に基づき提供していることを予め確認・承諾するものとします。
2. 利用者は、本サービスの提供のために、当社および ACI が利用者から提供されたカード決済データを確認・分析または不正検知データベースに記録・保存し、もしくは生成された不正検知判定結果を不正検知データベースに記録・保存することを予め確認・承諾するものとします。また利用者は、当社が本サービスの提供のためにカード決済データを ACI に伝送することを予め確認・承諾するものとします。
3. 事例の蓄積による継続的な精度向上が必要となる本サービスの特質に鑑み、利用者は当社または ACI に対し、前項に基づき記録・保存されるカード決済データまたは不正検知判定結果の削除または CD-ROM 等の電磁的記録媒体その他の方法により複製・提供することを求めることはできないものとします。ただし、顧客から法令に基づく要請がなされ、かつ、当社所定の方法で顧客の本人性確認を得た場合はこの限りではありません。
4. 理由の如何を問わず当社と ACI または ACI 提携先との間における第 1 項の使用許諾契約が失効した場合またはその蓋然性が明らかになったときは、当社は何らの催告を有さず、利用者に対し通知をすることによって、直ちにまたは一定の猶予期間を設けて本サービスを終了することができるものとします。

第 7 条（利用申請）

1. 利用希望者は、本規約を遵守することに同意を示した上で、申込書において当社が指定する情報（法人名、担当者名、担当者メールアドレス等に代表されるが、これに限定されず、当社が当該申込書で指定する情報のすべてとします。）を提供のうえ当社に対し利用審査を求め、当社から利用承認を得た場合、本サービスを利用することができるものとします。
2. 当社は前項の申請を受領した場合、当社所定の基準・方法による審査を行い、当該審査結果を利用希望者に通知します。この場合において、審査に合格と判断する場合には、併せて本サービス利用開始日を通知するものとします。
3. 前項の審査において当社が事実確認、情報不足、その他の理由により利用希望者に対し照会または情報・資料の提供を求めたときは、利用希望者は遅滞なく照会に応じ、情報・資料の提供を行うものとします。この場合において利用者が合理的な理由なく照会への対応または情報・資料の提供を拒否する場合には、当社は審査を中断し、または審査に不合格と判断することができるものとします。

第8条（初期設定およびパラメーター設定）

1. 利用希望者が前条（利用申請）第2項の審査合格の通知を受けた場合には、少なくとも当社が通知する利用開始日までに、本サービスマニュアルを参照してMDKに対し所要の設定を行い、利用者の店舗における信用販売の都度、当社に対し不正検知照合のためにカード決済データを機械的かつ自動的に伝送できる環境を整えなければならないものとします。
2. 利用者は前項の設定を行う際に併せて、自らMDKにおいてパラメーター設定を行わなければならないものとします。利用者は当該パラメーター設定を行わない場合には、本サービスを利用できないことを予め承諾するものとします。

第9条（不正検知照合および不正検知判定結果）

1. 当社は第8条（初期設定およびパラメーター設定）の初期設定を経て、利用開始日以降に利用者からカード決済データの提供を受けた場合、当該データに対し不正検知照合を行うものとします。当該不正検知照合は、VTクレジットカード決済サービスに基づき当社がオーソリ処理を行う際に、併せて実施するものとし、当社は当該オーソリ処理の結果を利用者に伝送する際に併せて不正検知判定結果も付して伝送し、利用者にその結果を知らせるものとします。同時に当社は、MAPにおいても当該不正検知判定結果を確認できるよう手配するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者がVT提供MDKではなく自ら調達したソフトウェアをMDKとして利用している場合における当該ソフトウェアの仕様によっては、オーソリ処理の結果を利用者に伝送する際に併せて不正検知判定結果を付すことが行えず、必ずMAPによって不正検知判定結果の確認を行わなければならないことを利用者は予め確認・承諾します。
3. 利用者は不正検知判定結果の提供を受けたのち、顧客との信用販売を継続するか、または中止するか、もしくはその他顧客に対し追加的な本人確認を行うか、自ら検討のうえ対応を決定するものとします。当社は当該決定を利用者に代わって行う、または利用者に対し何等かの助言・示唆を行う義務を負わないものとします。
4. 当社が利用者に対し示す不正検知判定結果は、accept、challenge、denyの3分類への該当性のみ留まるものとし、該当の具体的理由（カード決済データのうちの情報を根拠としたのか、不正検知データベースのどの情報に該当したのか等）について、提示する義務を負わないものとします。
5. 前項にかかわらず、利用者がReD Shield管理画面を利用して不正検知判定結果に係る詳細な根拠・理由等の提示を求める場合には、別途当社が提示する取引条件および本サービスの利用料金等について合意のうえ、当社所定の手続きにより申込を行わなければならないものとします。

第10条（顧客対応）

当社は、不正検知判定結果の如何にかかわらず、顧客に対する照会、確認、交渉、その他の顧客対応を行う義務を負いたしません。顧客への対応は、利用者の費用と責任で行われるものとし、不正検知判定結果を基礎に利用者が顧客対応を行い、そのために如何なるトラブル、クレーム、訴訟、その他一切の紛争が発生したとしても、当社は責任を負担しないものとします。

第11条（バックアップ等）

1. 当社またはACIはカード決済データおよび不正検知判定結果（不正検知データベースに含まれたものを含む。）について、当社またはACIの内部規則に基づき、適宜当社またはACIのサーバから削除することがあります。
2. 当社またはACIは、カード決済データおよび不正検知判定結果のバックアップデータの作成・保存を行う義務を負わないものとします。

3. 当社または ACI は、電子メール等の電磁的方法、CD-ROM 等の磁気メディアを媒介する方法、その他一切の方法を問わず、第 9 条（不正検知照会および不正検知判定結果）第 1 項に基づき不正検知判定結果を伝送または表示する場合を除き、不正検知判定結果を利用者へ提供する義務を負わないものとします。

第 12 条（不正検知アルゴリズム等）

当社および ACI は、不正検知アルゴリズムおよび不正検知データベースの具体的な機能、更新頻度、格納される情報等の内容、その他の具体的な内容について、利用者へ説明、開示、その他の情報提供等を行う義務を負わないものとします。

第 13 条（照会・資料提供・通知）

1. 当社は本サービス遂行のために必要あるときは、利用者に対し通知して照会を行い、または必要な情報・資料の提供を求めることができますものとします。この場合利用者は、速やかに応答・回答し、または当社から要請のあった情報・資料の提供を行うよう努めなければなりません。
2. 前項に係る当社からの通知は、VT クレジットカード決済サービス契約の定めに基づいて、または本サービスの利用申請時に利用者から提供されている連絡先および担当者に対して行うものとします。
3. 当社から利用者に対する通知は、電子メール等の電磁的方法に拠るときは発信のときに、MAP への掲載に拠る場合は当該掲載がおこなわれたときに、口頭に拠る場合は伝達のときに、書面による場合は当該書面が利用者へ到達したときに通知したものと見なされるものとします。
4. 郵便事故、通信回線の異常、その他の事情で通知が到達しなかった場合または遅延した場合であっても、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

第 14 条（申請情報の変更）

1. 利用者は、連絡先、担当者、取扱商品、その他利用申請時に当社に提供した事項に変更があるときは、遅滞なく当社所定の方法に従い、当社に対し新たな内容を申告し、当社所定の変更手続きを履行しなければならないものとします。利用者がこれを怠ったために利用者へ生じた如何なる不都合または損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 特に利用者は、取扱商品の種別は不正検知照会における重要な因子であることを認識し、自己の店舗における取扱商品の種類に増加または変更が生じ、当該増加または変更した取扱商品についても本サービスによる不正検知照会を行いたい場合には、遅滞なく前項の対応を行わなければならないものとします。
3. 利用者は、前 2 項の変更内容により当社が必要と判断するときは、当社が利用者に対し提供する本サービスの内容を変更・縮減し、または本サービスの提供を停止し、もしくは本契約を解除することができることを予め確認・承諾します。

第 15 条（禁止事項）

利用者は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社の事前の承諾なく不正検知判定結果を利用者以外の第三者に開示し、または提供すること
- (2) 不正検知判定結果を当社と同様の事業を行う第三者に開示または提供し、もしくは自ら同様の事業を行うために利用すること
- (3) 不正検知判定結果を取扱商品の販売に係る不正検知の目的を超え、自己または第三者の商業的利益を得るために利用すること

- (4) 自己の取扱商品以外の商品、サービス、権利等の信用販売のために本サービスを利用すること、または利用者以外の第三者に本サービスを利用させること
- (5) 虚偽、改変または偽装したカード決済データを当社へ提供すること
- (6) 顧客との間に信用販売がないのに、それがあるかのように顧客と通謀し、あるいは顧客に依頼して信用販売があるかのように装うこと
- (7) 本サービスのために当社または ACI が維持する機器・設備、通信ネットワーク等を破壊、阻害、干渉、その他の正常な稼働を妨げる一切の行為または不作為を行うこと
- (8) 自らまたは第三者をして、本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたはこれらの類似行為ならびに本サービスに関するソースコード、オブジェクトコード、下層構造、ロジックまたはアルゴリズムの分析これらの類似行為を行うこと
- (9) 本サービスと競合するサービスを生成する、または本サービスの機能やユーザーインターフェースをコピーする目的で本サービスを利用すること
- (10) 利用者の内部において本サービスを評価する目的を超えて、公表することを意図した製品評価、ベンチマーキングまたは他の比較分析のために本サービスを利用すること
- (11) 本サービスにおいて発生する通信に不当にアクセスし、または本サービスにおいて発生した不具合を意図的に利用して、カード決済データ、不正検知照合結果、その他の情報を閲覧または盗取すること
- (12) 当社または ACI がサポート外である旨を通知したにもかかわらずサポートを求めること、合理的な程度を超えて同様の質問を必要以上に繰り返すこと、当社または ACI 側の極めて軽微な誤謬を合理的な程度を超えて糾弾する行為、その他当社または ACI による本サービスの運営に支障を与える行為または不作為を行うこと
- (13) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為または不作為を行った場合、当社が当該行為または不作為の中止を要請したにもかかわらず、当該要請に応じないこと、または合理的期間内に要請事項を履行しないこと
- (14) VT クレジットカード決済サービス契約、または利用者がクレジットカード会社との間においてクレジットカード決済に係る契約を締結している場合に当該契約に違反する行為または不作為を行うこと
- (15) 本サービスに関し当社または ACI が有する知的財産権等を侵害する一切の行為または不作為を行うこと
- (16) その他公序良俗に反する行為、行政当局から改善指導、行政処分等を受けるおそれのある行為をすること
- (17) その他当社が不適当と判断し（ACI が不適当と判断し、当社が認めた場合を含む）、合理的期間を設けて当社が改善を要請した事項について、合理的期間内に当該改善を行わないこと
- (18) 上記(1)から(17)のいずれかに該当する行為を援助または助長する一切の行為または不作為を行うこと

第 16 条（本サービスの一時停止）

1. 当社は、以下の各号に掲げる場合には、予め利用者にもその理由を通知することにより、対象となる利用者に対し、本サービスの提供を一時停止することができます。
 - (1) 利用者が本契約、VT クレジットカード決済サービス契約、その他利用者がクレジットカード会社との間で締結している契約に違反した場合またはそのおそれがあると当社が合理的な理由に基づき判断した場合
 - (2) 利用者において、6 ヶ月以上に渡り本サービスの利用がない場合

- (3) 計画的な点検、ソフトウェアのバージョンアップ、その他本サービスの保守作業を行う場合（ACIによる保守作業等を含む。）
 - (4) その他、本サービスの提供を一時停止する必要があると当社が合理的な理由に基づき判断した場合（ACIによる発起で、当社が了解した場合を含む。）
2. 当社は以下の各号に掲げる場合においても、予め利用者にその理由を通知することにより、対象となる利用者に対し、本サービスの提供を一時停止することができます。ただし、緊急を要する場合には、停止後直ちに通知を行うことで足りるものとします。
- (1) 地震、洪水、火災等の天災地変、戦争、テロ、ストライキ、停電、通信回線の故障、その他当社の合理的な管理権限を超える事由により、本サービスの提供ができない場合
 - (2) 本サービスに関連するシステムに不具合が生じ、緊急の保守対応が不可欠と当社が判断する場合
 - (3) 外部からの不正アクセス、スパイウェア、その他理由の如何を問わず本サービスに伴い当社または ACI のサーバに保有される情報の不正閲覧または盗取が発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は前2項による停止により利用者に生じた如何なる損害（直接損害か間接損害か、その他予見可能性の有無を問わないものとします。）について、何ら賠償の義務を負担しないものとします。
4. 本条第1項および第2項に基づき本サービスを停止した場合において、当該停止の解除については、当社の裁量で決定するものとします。

第17条（委託）

- 1. 当社は必要と判断する場合、当社の裁量で本サービスのために当社が行う業務の一部または全部を第三者に対し委託することができるものとし、また当該委託のために必要な情報を当該委託先へ開示・提供・共有することができるものとします。この場合当社は、当該委託先との間で秘密保持条項を含む契約を締結して、利用者から取扱いを委託された個人情報または個人データの安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な管理・監督を行わなければならないと、また、当該委託先の行為または不作為について責任を負うものとします。
- 2. 利用者は、利用者が ReD Shield 管理画面を利用する場合、ReD Shield 管理画面に関する技術的サポートについて、当社が必要と判断するときは、ACI 提携先に対し当該対応を委託し、ACI 提携先をして直接利用者に対し当該サポートを行わせることがあることを予め承諾するものとします。
- 3. 利用者は、当社が必要と判断するときは第12条（不正検知アルゴリズム等）の規定にかかわらず、パラメーターの決定、パラメーターと照合する不正検知データベース上の情報の選択・決定、不正検知アルゴリズムの決定等に関して、ACI 提携先に対し当該対応を委託し、ACI 提携先をして直接利用者に対し当該対応に係るコンサルティングを行わせる場合があることを予め承諾するものとします。

第18条（知的財産権等）

- 1. 本サービスの知的財産権等は、当社、ACI、または当社もしくは ACI に利用権を付与した第三者に帰属します。
- 2. 利用者は自らまたは第三者をして、知的財産権等を侵害する一切の行為または不作為を行ってはならないものとします。

第19条（秘密保持等）

- 1. 本サービスに係る秘密情報および個人情報に係る定めは、VT クレジットカード決済サービス契約

の条項に従うものとします。(秘密情報および個人情報の定義も含みます。)

2. 前項において参照される契約の条項如何にかかわらず利用者は、当社またはACI が本サービスのためにカード決済データを利用することは、当該契約条項の違反とはみなさないことを予め確認・承諾するものとします。
3. 前項において参照される契約の内容如何にかかわらず利用者は、本契約が終了した場合においても、本サービス利用のために利用者から提供されたカード決済データ、および当社が示した不正検知判定結果について、当社は利用者に対し返還し、または当社サーバから削除する義務を負わないことを予め確認・承諾するものとします。ただし、個人情報を提供した顧客から法令に基づく要請があり、かつ、当社所定の方法で顧客の本人性確認を得た場合はこの限りではありません。

第20条（非保証）

当社は、本サービスにいかなる事実上または法律上の瑕疵（不正検知照合の安全性、信頼性、正確性、完全性および有効性、その他本サービスの利用者における信用販売の一時的な増加に起因する不正検知照合の遅延または照合不可等のエラーが生じること、利用者が有するまたは期待する特定の目的への適合性を欠くこと、またはセキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、かかる瑕疵を商業的に合理的な努力をもって排除いたしますが、これを完全に除去して本サービスを提供する義務を負いません。

第21条（損害賠償）

1. 利用者は、自らの責めに帰すべき事由により本契約に違反したことにより、当社またはACI もしくは第三者に損害、損失または費用を生じさせたときは、かかる損害等を賠償する責任を負うものとします。
2. その他、本サービスに係る当社と利用者間における損害賠償に関する合意（損害賠償額の上限を含みます）は、VTクレジットカード決済サービス契約の条項に従うものとします。

第22条（本契約の契約期間等）

本契約の契約期間、その終了方法ならびに自動更新の定めは、VTクレジットカード決済サービス契約におけるそれらの定めと同一とします。

第23条（本契約の解除）

1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が合理的な期間を設けて催告し当該違反の治癒を求めたにもかかわらず当該違反が治癒されないときは、利用者に通知することにより、直ちに本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
2. 当社は利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何ら催告を有することなく、利用者に通知することにより、直ちに本契約を将来に向かって解除することができるものとします。なお、第2号および第4号に関しては、ACI が以下各号に該当するものと当社に指摘し、当社がそれを認めた場合を含みます。
 - (1) 理由の如何を問わずVTクレジットカード決済サービス契約が終了した場合
 - (2) 第15条（禁止事項）に違反した場合または当社が合理的な理由に基づき、利用者が第15条に違反するおそれがあると判断した場合
 - (3) 第16条（本サービスの一時停止）第1項第2号に基づき本サービスを停止した場合であつてかつ、停止後1ヶ月以上に渡り利用者から停止解除の要請が無い場合
 - (4) 第18条（知的財産権等）第2項の定め違反した場合または当社が合理的な理由に基づき、

利用者が第 18 条に違反するおそれがあると判断した場合

第 24 条（本サービスの終了）

当社は、地震、洪水、その他の天災地変、その他戦争、テロ、通信設備の大規模的な滅失等の不可抗力または営業上のやむを得ない事由により、本サービスを終了する場合には、利用者に通知または当社のホームページ、その他商業上合理的方法で公表することにより、本サービスの提供を終了することができます。

第 25 条（終了後の処理）

1. 理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本サービスに係る商標等、利用者が使用する当社の知的財産権等が存する場合には、当該商標の表示を中止する等、当社の指示に従い本サービスの利用を中止する措置を講じなければなりません。
2. 理由の如何を問わず本契約が終了した場合、利用者は契約終了時点以降、本サービスの一切を利用することができません。ただし、当社が認めた場合に限り、当社所定の期限までの間、MAP において、不正検知結果等の当社が閲覧を認める情報を確認することができます。

第 26 条（免責）

当社は以下各号の場合において、利用者に何等かの損害が発生した場合といえども、何らの責任を負担しないものとします。

- (1) 第 5 条（本サービスの提供条件）第 5 項に基づく義務を利用者が履行しなかったため、または当該義務の履行時に、顧客との間で何等かの紛争が生じた場合
- (2) 第 6 条（本サービスの権原）第 4 項に基づき、当社が本サービスを終了した場合
- (3) 第 8 条（初期設定およびパラメータ設定）に定める設定を利用者が行わないため、当社が利用者へ本サービスを提供しない場合
- (4) 第 14 条（申請情報の変更）第 1 項および第 2 項の変更手続きを利用者が怠った場合
- (5) 第 16 条（本サービスの一時停止）第 1 項および第 2 項に基づき、当社が利用者に対する本サービスの提供を一時停止した場合
- (6) 第 22 条（本契約の契約期間等）および第 23 条（本契約の解除）に基づき、本契約が終了した場合または当社が本契約を解除した場合
- (7) 第 24 条（本サービスの終了）に基づき、当社が本サービスを終了した場合

第 27 条（権利譲渡の禁止）

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分行為を行うことができないものとします。

第 28 条（準拠法および管轄裁判所）

本契約の準拠法および管轄裁判所は、VT クレジットカード決済サービス契約における当該定めと同一とします。

第 29 条（VT クレジットカード決済サービス契約との関連）

本契約と重複、矛盾または抵触する場合、または本契約で特に定める場合を除き、本契約と VT クレジットカード決済サービス契約は一体の契約として利用者に適用されるものとします。

(以上)

規約制定日：2018 年 3 月 16 日

規約改定：2019 年 4 月 23 日

規約改定：2022 年 5 月 30 日

規約改定：2024 年 11 月 1 日